

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,645	342,512,270
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		136	3,673,190
債 務 控 除 額		2,560	45,192,132
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		597	2,763,463
課 税 価 格		4,665	303,756,791
相 続 税 額	算 出 税 額	4,603	41,561,243
	2 割 加 算 額	408	514,366
	計	4,603	42,075,610
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	196	306,712
	配 偶 者	763	11,458,974
	未 成 年 者	75	22,345
	障 害 者	99	92,805
	相 次 相 続	228	432,466
	外 国 税 額	-	-
	計	1,281	12,313,302
差 引 税 額		4,030	29,762,306
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		47	233,995
小 計		4,022	29,528,311
農 地 等 納 税 猶 予 額		28	502,730
株 式 等 納 税 猶 予 額		1	4,863
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,017	29,076,964
	還 付 税 額	22	56,246
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,580	129,850,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 16 年分	4,748	330,965,468	49,115,866	15,772,933	4,096	32,072,987	1,572
平成 17 年分	4,626	322,161,432	50,644,503	18,141,498	4,021	31,737,116	1,510
平成 18 年分	4,513	300,679,264	41,125,944	11,598,243	3,872	28,707,088	1,525
平成 19 年分	4,736	315,178,179	42,908,778	13,174,761	4,096	29,226,359	1,609
平成 20 年分	4,665	303,756,791	42,075,610	12,313,302	4,017	29,076,964	1,580

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	58	2,872,449	49	133,866	21
若松	85	4,593,649	68	234,484	30
小倉	254	14,318,148	227	1,093,477	86
八幡	222	22,980,117	192	3,338,886	79
博多	267	23,080,452	233	3,221,617	90
香椎	475	27,753,869	400	2,126,688	157
福岡	580	45,295,817	516	6,202,983	201
西福岡	418	25,903,306	363	2,467,013	150
大牟田	120	6,526,990	98	340,514	43
久留米	315	19,673,736	263	1,941,655	110
直方	24	1,396,562	21	74,369	9
飯塚	62	3,395,353	50	110,906	21
田川	22	1,129,537	15	47,291	8
甘木	62	4,702,848	57	477,098	17
八女	74	4,527,871	66	273,345	26
大川	24	1,172,134	22	63,341	9
行橋	60	3,400,371	52	183,868	21
筑紫	389	26,944,466	343	2,819,470	118
福岡県計	3,511	239,667,675	3,035	25,150,870	1,196
佐賀	203	11,757,224	180	633,328	73
唐津	65	3,995,310	54	313,098	19
鳥栖	102	4,902,643	91	236,283	35
伊万里	29	2,159,976	25	153,790	11
武雄	74	3,599,147	60	145,878	26
佐賀県計	473	26,414,300	410	1,482,377	164
長崎	300	16,805,021	255	1,182,848	100
佐世保	132	8,246,630	113	588,743	45
島原	74	4,090,133	59	252,897	21
諫早	110	5,289,243	91	279,208	33
福江	19	814,527	13	24,614	7
平戸	32	1,542,400	28	45,135	10
壱岐	7	X	7	X	1
厳原	7	X	6	X	3
長崎県計	681	37,674,816	572	2,443,720	220
総計	4,665	303,756,791	4,017	29,076,964	1,580

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 4,665	千円 303,003,501	人 4,017	千円 28,998,260	人 1,580
	修正申告による増差額	118	912,523	214	173,105	77
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	44 △	159,233	68 △	94,400	30
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,665	303,756,791	実 4,017	29,076,964	実 1,580
過 年 分	申 告 額	89	2,892,460	78	175,078	45
	修正申告による増差額	743	10,405,728	1,073	2,075,792	402
	更正による増差額	3	65,345	3	36,931	2
	更正等による減差額	218 △	2,407,942	255 △	630,881	116
	決 定 額	3	79,152	3	11,044	2
	計	実 852	11,034,743	実 1,277	1,667,963	実 475
合 計	申 告 額	4,754	305,895,961	4,095	29,173,338	1,625
	修正申告による増差額	861	11,318,251	1,287	2,248,896	479
	更正による増差額	3	65,345	3	36,931	2
	更正等による減差額	262 △	2,567,175	323 △	725,281	146
	決 定 額	3	79,152	3	11,044	2
	計	実 5,517	314,791,534	実 5,294	30,744,927	実 2,055

調査対象等： 「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	55	4,668	34	7,139	11	15,859
過 年 分	695	145,419	80	34,053	90	253,502
合 計	750	150,087	114	41,191	101	269,360

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1億円以下	387	32,339,336	922,325	231,850	471,677	926
1億円超	783	110,062,026	1,148,263	776,002	4,178,111	2,661
2"	225	54,135,060	332,718	684,975	4,170,570	821
3"	123	46,486,235	276,413	432,761	5,831,472	465
5"	32	18,461,648	548,561	88,099	2,948,545	114
7"	18	15,077,980	233,075	168,029	3,541,946	55
10"	8	10,082,976	65,836	255,403	2,342,269	27
20"	2	4,926,317	-	20,000	2,150,994	5
30"	1	3,308,881	70,000	18,000	1,239,096	7
50"	-	-	-	-	-	-
70"	1	8,123,042	-	58,789	2,123,581	4
100"	-	-	-	-	-	-
合計	1,580	303,003,501	3,597,190	2,733,908	28,998,260	5,085

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	9	72	127	116	63	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	51	142	244	210	90	20	10	8	1	3	1
2 "	1	8	32	71	63	31	13	3	-	2	-	1
3 "	-	2	15	48	30	19	5	1	-	1	-	2
5 "	-	-	6	7	14	5	-	-	-	-	-	-
7 "	-	1	5	5	6	1	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	2	2	3	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13	134	330	494	390	147	38	15	8	4	3	4

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	381	11,130,100
	畑（「」）	369	5,420,320
	宅地（借地権を含む。）	1,452	110,574,296
	山林	396	1,774,215
	その他の土地	414	11,815,519
	計	1,480	140,714,450
家屋、構築物		1,400	26,844,055
事業 農業 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	225	846,230
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	47	181,264
	売掛金	59	397,421
	その他の財産	157	1,377,384
	計	326	2,802,299
価証券	特定同族会社の株式及び出資	329	14,397,713
	同上以外の株式及び出資	844	14,200,210
	公債及び社債	348	8,508,073
	投資・貸付信託受益証券	485	9,736,483
	計	1,160	46,842,477
現金、預貯金等		1,570	75,746,382
家庭用財産		1,152	664,174
その他の財産	生命保険金等	413	16,906,251
	退職金及び功労金等	161	7,744,333
	立木	103	110,206
	その他	1,347	23,222,620
	計	1,398	47,983,410
合計		1,579	341,597,246
相続時精算課税適用財産価額		95	3,597,190
債務		1,438	41,144,112
葬式費用		1,535	3,780,731
計		1,566	44,924,843
差引純資産価額		1,580	300,269,593
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		326	2,733,908
課税価格		1,580	303,003,501

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。